■ 平成28年度 清須市地域公共交通会議歳入歳出補正予算の専決

1 補正予算の必要性

当初予算の段階では、地域公共交通確保維持改善事業について、下表A欄のとおり申請予定であった。

申請内容について愛知運輸支局との相談を通じて、他事業の方が地域公共交通調査事業(計画推進事業)をより効果的に活用できると判断し、下表B欄のとおり交付申請内容を変更した。

[A:地域公共交通確保維持改善事業(当初案)]8					
	実施項目	対象経費	(a)補助金額		
1	利用促進イベント啓発品	324 千円	162 千円		
2	バス乗り方教室啓発品	280 千円	140 千円		
3	バス停用ベンチ設置	540 千円	270 千円		
合計		1, 144 千円	572 千円		



[B:地域公共交通確保維持改善事業(変更案)]						
	実施項目	対象経費	(b)補助金額	(b-a)要補正額		
1	清須市公共交通に関する	1,650 千円	825 千円	253 千円		
	意識調査の実施					
合計		1, 650 千円	825 千円	253 千円		

[参考]地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業(計画推進事業))の制度概要

411 中夕	地域公共交通確保維持改善事業費補助金			
制度名	地域公共交通調査等事業(計画推進事業)			
補助対象事業者 地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会 (補助要網上、「法定協議会」に対してのみ交付)				
補助対象事業	地域公共交通網形成計画に基づいて実施される利用促進事業			
補助対象経費	利用促進に係る事業 [例]公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 等			
補助率	補助対象経費の1/2			
補助期間	網形成計画策定から最大2年間(本市は平成27・28年度)			

交付申請内容の変更に伴い、 地域公共交通会議歳入歳出 予算に補正の必要が生じた。

2 平成28年度地域公共交通会議歳入歳出補正予算の専決

補正予算については地域公共交通会議の承認が必要(地域公共交通会議財務規程第3条)であるが、会議を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項を参酌し、会長の専決に より予算を調製した。

平成28年度 清須市地域公共交通会議歳入歳出補正予算

平成28年度清須市地域公共交通会議歳入歳出補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ826千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「別表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月31日専決

清須市地域公共交通会議

会長 前田 繁一

別表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位:千円)

2 歳 出 (単位:千円)

科目		旺中姑	補正額	計	備考
款	項	既定額	無止蝕	āl	1佣 石
1補助金		572	253	825	
	1補助金	572	253	825	国庫補助金
2諸収入		1	0	1	
	1諸収入	1	0	1	貯金利息等
歳入合計		573	253	826	

2 					
科目		既定額	補正額	計	備考
款	項	0. 化积	伸止的	ĀΙ	1
1事業費		572	253	825	
	1事業費	572	253	825	地域公共交通調査 事業(計画推進事 業)【清須市へ】
2予備費		1	0	1	
	1予備費	1	0	1	
歳出合計		573	253	826	